

改正

令和2年1月31日告示第15号

伊賀市建設関連業務設計共同体取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊賀市（以下「市」という。）の発注する調査、測量又は設計等の建設関連の委託業務（以下「業務」という。）を履行するために結成される設計共同体（以下「共同体」という。）の基本的要件、結成手続き等について必要な事項を定め、その適正な活用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において共同体とは、次に掲げる形態とし、市の発注する業務毎に結成される企業体とする。

(1) 高度型共同体 高度かつ特殊な技術を要するため、伊賀市入札参加資格に関する要綱（平成16年伊賀市告示第90号）第3条第1項に規定する市内業者（以下「市内業者」という。）及び準市内業者（以下「準市内業者」という。）単独での履行が難しく、技術力の結集を必要とする業務について、確実かつ円滑な履行を図ることを目的として構成するもの

(2) 地域型共同体 地元企業の健全な育成を図るため、市内業者及び準市内業者で構成するもの

(構成員の数)

第3条 共同体を構成する企業（以下「構成員」という。）の数は、業務の内容により構成員間で決定するものとする。

(構成員の要件)

第4条 構成員は、当該発注に係る業務内容に対応する業種区分に係る伊賀市入札参加資格者名簿に登録されている企業とする。

(出資比率)

第5条 共同体の出資比率は、構成員間で決定するものとする。

(代表者の要件)

第6条 代表者は、すべての構成員の中で最も大きな履行能力を有する者とし、出資比率が構成員中最大である企業とする。

(対象業務等)

第7条 共同体に発注することができる業務及び共同体の形態は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 設計金額が、500万円以上2,000万円未満の一般競争入札については、地域型共同体とする。
ただし、設計金額が1,500万円未満の一般競争入札については、市内業者のみで構成する地域型共同体とする。
- (2) 設計金額が、2,000万円以上の一般競争入札については、高度型共同体とする。ただし、市内業者及び準市内業者で構成するものについては、地域型共同体とする。
- (3) 公募型プロポーザル方式により受託者の特定を行う業務については、高度型共同体とする。

2 前項の対象業務であっても、市長が単独企業による履行が可能であると確認できる場合は、単独での参加を認めることができるものとする。

(業務の指定等)

第8条 対象業務の指定及び共同体の結成に係る次の事項については、伊賀市入札参加資格審査会(以下「審査会」という。)の審査を経て定めるものとする。

- (1) 履行方式
- (2) 構成員の資格要件
- (3) 代表者の要件
- (4) その他市長が必要と認める事項

(入札公告等)

第9条 市長は、共同体により競争を行わせようとするときは、当該業務に係る入札公告に次の事項を明記するものとする。

- (1) 共同体により競争を行わせる業務である旨
- (2) 業務の概要等(業務名、履行期間、業務概要)
- (3) 共同体の構成に係る事項(構成員と組合せ、出資比率、代表者要件)
- (4) 資格確認申請に必要な書類
- (5) 資格確認申請の受付期間及び受付場所
- (6) その他市長が必要と認める事項

(結成方法)

第10条 共同体の結成は、自主結成とする。この場合において、1の企業は2以上の共同体の構成員となることはできない。

2 前項により結成された共同体は、入札公告で指定する日までに次の書類を提出しなければなら

ない。

- (1) 設計共同体入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 設計共同体協定書（様式第2号）
- (3) 設計共同体協定書第8条に基づく協定書（様式第2号の2）
- (4) 使用印鑑届（様式第3号）
- (5) 委任状（様式第4号）
- (6) その他市長が必要と認める書類
（資格認定）

第11条 事業担当課長は、前条第2項の規定により申請のあった共同体を審査会に内申（指名内申書に様式第5号の構成一覧表を添付）し、適当であると認められたときは、当該共同体の代表者に入札参加資格確認通知を行うものとする。

（存続期間等）

第12条 業務の契約の相手方となった共同体の存続期間は、原則として当該業務の委託契約の履行後3か月を経過するまでの間とするが、必要がある場合は委託契約の履行後12か月までとすることができる。ただし、契約の相手方とならなかったものは、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、委託契約を締結した共同体は、解散後もその業務に係る瑕疵等について、連帯してその責めを負うものとする。

（雑則）

第13条 この要綱に定めない事項については、審査会に諮って決定する。

附 則

この告示は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（令和2年1月31日告示第15号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

年 月 日

伊賀市長 様

今般、連帯責任によって、 年 月 日付けで公告のありました
業務委託に係る入札に参加したく、下記のとおり設計共同体を結成したので、別
紙設計共同体協定書その他指定の書類を添えて参加資格の確認を申請します。

なお、全ての構成員が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該
当する者でないこと並びにこの申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないこ
とを誓約します。

記

1 共同体の名称

_____設計共同体

2 共同体の構成員

(1) 代表者 住 所 _____

名称又は商号 _____

代 表 者 名 _____ 印

(2) 構成員 住 所 _____

名称又は商号 _____

代 表 者 名 _____ 印

構成員 住 所 _____

名称又は商号 _____

代 表 者 名 _____ 印

様式第2号（第10条関係）

設計共同体協定書

（目的）

第1条 当設計共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- (1) 伊賀市発注に係る 業務委託（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。
以下「業務」という。）
- (2) 前号に附帯する業務
(名称)

第2条 当設計共同体は、 設計共同体（以下「共同体」という。）と称する。
(事業所の所在地)

第3条 共同体は、事務所を に置く。
(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同体は、 年 月 日に成立し、業務の委託契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。ただし、必要がある場合は履行後12か月を経過する日までとすることができる。

2 業務を受託することができなかつたときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

名称又は商号

住 所

名称又は商号

(代表者の名称)

第6条 共同体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 共同体の代表者は、業務の履行に関し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等との折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

の 業務 株式会社

の 業務 株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 共同体の取引金融機関は、
とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより、必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

（業務途中における構成員の脱退）

第16条 構成員は、共同体が業務を完了する日までは脱退することができない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得

て、新たな構成員を当共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵に対する構成員の責任)

第18条 共同体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 この協定書に定めない事項については、運営委員会において定めるものとする。

ほか 社は、上記のとおり 設計共同体協定を締結したの
で、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各 通に構成員が記名押印し、各自所持するもの
とする。

年 月 日

印

印

設計共同体協定書第8条に基づく協定書

伊賀市発注に係る 業務については、 設計共同体協定書第8条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額 (消費税分及び地方消費税分を含む。)

| | | |
|------|------|---|
| の 業務 | 株式会社 | 円 |
| の 業務 | 株式会社 | 円 |

株式会社外 者は、上記のとおり分担業務額を定めたので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

設計共同体

代表者 株式会社 代表取締役 印

構成員 株式会社 代表取締役 印

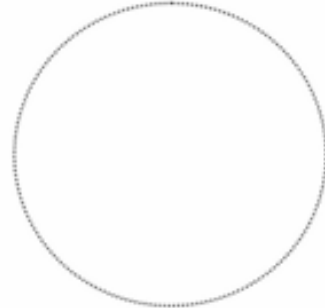
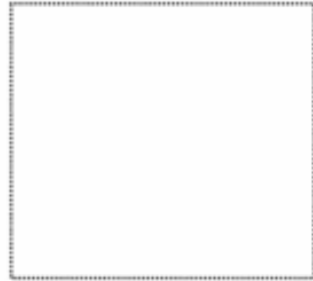
様式第3号（第10条関係）

使 用 印 鑑 届

社 印

代表者印

[使用印]



入札見積に参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のため、上記の印鑑を使用したいのでお届けします。

年 月 日

設計共同体の名称

設計共同体代表者

住 所

名称又は商号

代 表 者 名

印

様式第4号（第10条関係）

委 任 状

年 月 日

伊賀市長 様

委任者

印

私は、伊賀市が発注する 業務において、
を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 設計共同体結成に関する一切の権限
- 1 見積、入札に関する一切の権限
- 1 前項に関し副代理人選任の権限
- 1 業務委託契約締結及び履行に関する一切の権限
- 1 業務委託料の請求及び受領に関する一切の権限
- 1 その他上記に付随する一切の権限

受任者

印

様式第5号（第11条関係）

設計共同体構成一覧表

| 番号 | 設計共同体の名称 及び住所 | 代表者の所属 会社及び氏名 | 市内・市外 の別 | 構 成 員 の 名 称 | 出 資 比 率 % | 郵便番号 | 電 話 番 号 |
|----|------------------|------------------|-------------|-------------|--------------|------|---------------|
| | | | | | % | 〒 | () — |
| | | | | | % | | |
| | | | | | % | | |
| | | | | | % | 〒 | () — |
| | | | | | % | | |
| | | | | | % | | |
| | | | | | % | 〒 | () — |
| | | | | | % | | |
| | | | | | % | | |
| | | | | | % | 〒 | () — |
| | | | | | % | | |
| | | | | | % | | |